

議会報告会・意見交換会

を開催します!!

佐倉市議会では、市民の皆様との情報共有を推進するため、昨年に引き続き、議会報告会・意見交換会を開催いたします。

議会報告会では、本年度に開催された会議において審議、協議した事項を対象に、委員会における審査状況などについて報告します。



《昨年の議会報告会》

また報告会終了後、多様な市民意見を拝聴し、議員活動の参考とさせていただくため、意見交換会を併せて開催いたします。

今年は3分科会に分かれ、市民の皆さまの関心度が高いと思われるテーマについて、意見を交換させていただきます。

多くの皆様の参加をお待ちしております。

《議会報告会・意見交換会の実施概要》

□ 開催日時：平成24年11月18日（日） 午後1時30分（午後1時開場）

□ 会場：佐倉市立中央公民館（大ホール他）

□ 報告等の概要

(1) 議会報告会

(2) 意見交換会

第1分科会 少子高齢社会へ対応するために

第2分科会 これからの産業振興のあり方

第3分科会 いま求められている防災対策

※ 事前申し込みは不要です。

※ 終了時間は、午後4時頃を予定しております。

【お問い合わせ先】 佐倉市議会事務局 電話 043-484-6279

☆ 佐倉市議会の取り組み

改選後の平成 19 年、議会運営のあり方について再検討する必要性を認識し、各会派の代表者を構成員とした「あり方検討会」において、平成 21 年 3 月からは、「議会改革特別委員会」を正式に設置し、必要な議会改革に取り組んできました。

これらの会議では、「佐倉市議会議員顕彰要綱の廃止」、「政務調査費取り扱い基準の見直し」、「一般質問手法の見直し」、「議員定数の見直し」など、可能な部分からの改革を進めるとともに、議会基本条例制定に向けた検討を併せて行い、平成 22 年 11 月定例会において、本市議会の最高規範となる「佐倉市議会基本条例」を可決、制定いたしました。

昨年 4 月の市議会議員選挙により、新たな佐倉市議会がスタートを切りましたが、この議会基本条例に基づき、引き続き、議会改革に取り組んでおります。

☆ 議会報告会とは

議会報告会は、議会基本条例第 7 条に基づき開催するもので、議会の説明責任を果たすとともに、市民との情報共有により、開かれた議会を実現しようとするものです。

☆ 意見交換会とは

意見交換会は、議会報告会同様、議会基本条例第 7 条に基づき開催するもので、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるなど、真に市民の負託に応えようとするものです。